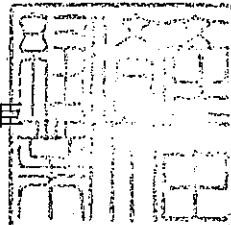


経済産業省

平成15・12・18原第3号
平成16年4月15日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



中国電力株式会社島根原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更並びに3号原子炉の増設）について（諮問）

中国電力株式会社取締役社長 高須 司登 から平成12年10月4日付け原計計第8号（平成15年12月18日付け電原建安第8号及び平成16年4月7日付け電原建安第1号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、中国電力株式会社島根原子力発電所3号原子炉の増設と、それに伴う、1号及び2号原子炉施設の変更である。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本申請については、

- ・原子炉の型式として、濃縮ウラン、軽水減速、軽水冷却、沸騰水型の3号原子炉を増設し、それに伴い、1号及び2号原子炉施設を変更するものであり、島根原子力発電所における原子炉の使用の目的（商業発電用。ただし、平和目的に限る。）を変更するものではないこと
 - ・3号原子炉より発生する使用済燃料は、発電所内で貯蔵・管理の後、国内の再処理事業者において再処理を行うことを原則とするという方針であること
 - ・3号原子炉より発生する使用済燃料を海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けるという方針であること
 - ・1号及び2号原子炉の使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと
- から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本申請については、

- ・原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用」するという我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画（以下「長期計画」という。）の方針に沿ったものであること

・3号原子炉より発生する使用済燃料は、発電所内で貯蔵・管理の後、国内の再処理事業者において再処理するという方針であり、長期計画における我が国の核燃料サイクルに対する国的基本的考え方へ沿ったものであること

- ・1号及び2号原子炉の使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと
- ・3号原子炉を含め、中国電力株式会社の原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等によって所要量を計画的に確保することとしていること
- ・3号原子炉において発生する放射性廃棄物については、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針であること

・ 1号及び2号原子炉の放射性廃棄物の処分の方法を変更するものではないことから、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に伴う工事に要する資金は、3号原子炉増設が約4,240億円、1号及び2号原子炉施設の変更が約90億円である。

これらの資金については、日本政策投資銀行からの借入金、自己資金、社債及び一般借入金により平成22年度までの間で調達する計画としている。

中国電力株式会社における総工事資金の調達の実績と比較して、今後の資金調達は可能と判断した。

のことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。